

Ⅵ その他の改正

1 寄附金税制の整備

〔制度の概要〕

特定公益増進法人等に対する寄附金については、当該寄附金の額の合計額と一般寄附金の損金算入限度額（以下「一般損金算入限度額」といいます。）とのいずれか少ない金額が損金の額に算入されます（旧法37④、旧法令73①）。

〔改正の内容〕

(1) 公益法人制度改革に伴う整備

公益社団法人及び公益財団法人が特定公益増進法人の範囲に追加され、これに伴い、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の規定について、所要の整備が行われました（法37③二、法令77三、法規23の2、24、旧法令77①二、三、旧法規23の2、24）。

(2) 特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額

特定公益増進法人等に対する寄附金の一般損金算入限度額に代えて、特別損金算入限度額が定められ、所得基準額が所得の金額の5%（一般損金算入限度額の所得基準額は所得の金額の2.5%）とされました（法37④、法令77の2①、法規23の3）。

なお、特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額は次のとおりです。

（算式）

イ 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等（ロに掲げるものを除きます。）

特別損金算入限度額 =

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times \frac{5\%}{(*)} \right] \times \frac{1}{2}$$

ロ イに掲げるもののうち資本又は出資を有しないもの、法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに財務省令で定める法人（法規22の5に定める法人をいいます。）

特別損金算入限度額 = 所得の金額 × 5% (*) （※…改正前2.5%）

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(2)の措置に準じた改正が行われています（法81の6④、法令155の13の2）。

〔適用時期〕

- (1) 改正の内容の(1)の規定は、一般社団・財団法人法の施行の日（平成20年12月1日）から施行され、同日以後に支出する寄附金について適用されます。なお、法人が旧民法法人（整備法第38条の規定による改正前の民法第34条の規定により設立された法人をいいます。）に対して、その旧民法法人の移行登記日の前日までに支出する寄附金については、従来どおり適用されます（改正法令附則12、改正法規附則5、7）。
- (2) 改正の内容の(2)の規定は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法令附則2）。
- (3) 改正の内容の(3)の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成20年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則22）。

2 工事の請負に係る規定の整備

工事の請負に係る規定について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等									
(1) 工事の請負の範囲(法64①、改正法附則19)	<p>○ 工事の請負に係る収益及び費用の帰属時期の特例の対象となる工事の請負の範囲に、ソフトウェアの開発の請負が追加されました。</p> <p>※ 経過措置工事とは、平20.4.1から平21.3.31までの間に開始する各事業年度において、法人が請負をする工事(法64①に規定するもの)で当該事業年度に着手するもの(当該事業年度中にその目的物の引渡しが行われるものを除きます。以下「着手工事」といいます。)のうち、当該事業年度終了の時に長期大規模工事に該当するもの(旧法64①に規定する長期大規模工事に該当するもの及び一定のものを除きます。)のいずれかについて当該事業年度の確定した決算において工事進行基準の方法により経理しない場合における当該着手工事をいいます。</p>	平20.4.1以後に開始する事業年度において着手する工事(経過措置工事(※)を除きます。)について適用され、同日前に開始した事業年度において着手した工事(経過措置工事を含みます。)については従来どおり適用されます。									
(2) 長期大規模工事の範囲(法64①、法令129①⑤⑥⑧、旧法64①、旧法令129①、改正法附則19、改正法令附則18)	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事期間</td> <td>2年以上</td> <td>1年以上</td> </tr> <tr> <td>請負金額</td> <td>50億円以上</td> <td>10億円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 長期大規模工事に該当する要件が、次のとおりとされました。</p> <p>○ 長期大規模工事以外の工事について、着手事業年度後の事業年度において長期大規模工事に該当することとなった場合に、既往事業年度分の収益の額及び費用の額を繰り延べる特例措置について、次に掲げる場合に、それぞれ次に掲げる事業年度以後の事業年度において、この特例措置がないことが明確化されました。</p> <p>イ 適用開始事業年度(長期大規模工事に該当することとなった日を含む事業年度をいいます。以下同じです。)以後のいずれかの事業年度の確定した決算において工事進行基準の方法により経理した場合 その経理した決算に係る事業年度</p> <p>ロ 適用開始事業年度以後のいずれかの事業年度において特例措置の適用を受けなかった場合 その適用を受けなかった事業年度</p> <p>○ 長期大規模工事について、工事着手の日から6月を経過していない工事又は進行割合が100分の20に満たない工事の収益の額及び費用の額をないものとする特例措置について、確定した決算において工事進行基準により経理した事業年度以後の事業年度については、この特例措置がないことが明確化されました。</p>	要件	改正前	改正後	工事期間	2年以上	1年以上	請負金額	50億円以上	10億円以上	<p>(1)の適用時期等と同じとなります。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>
要件	改正前	改正後									
工事期間	2年以上	1年以上									
請負金額	50億円以上	10億円以上									
(3) 長期大規模工事以外の工事の範囲(法64②、法令129⑨⑩⑪、旧法令130、改正法附則19)	<p>○ 長期大規模工事以外の工事で、税務上、工事進行基準により収益及び費用の計上が認められる工事について、損失が生ずると見込まれる工事(赤字工事)についても適用できるとされ、所要の整備が行われました。</p> <p>○ 長期大規模工事以外の工事のうち、その請負の対価の額がその着手の日において確定していないもの(以下「請負対価未確定工事」といいます。)について、工事進行基準の方法によってその事業年度の収益の額及び費用の額の計算を行う場合には、その時の現況により見積られる工事の原価の額をその請負の対価の額とみなすこととされました。</p> <p>○ 請負対価未確定工事については、その請負の対価の額の確定した日を当該工事の着手の日とすることができることとされました。</p>	<p>(1)の適用時期等と同じとなります。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>									
(4) 工事進行基準の方法による未収入金(法令130、法規27の16の3、改正法令附則2)	<p>○ 工事進行基準の適用により計上した未収入金の額(次のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額)は、その工事の請負に係る売掛債権等(売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権をいいます。)の帳簿価額として、貸倒引当金制度等を適用することとされました。</p> <p>イ 工事の請負に係る収益の額のうち、工事進行基準の方法により当該事業年度前の各事業年度の収益の額とされた金額及び当該事業年度の収益の額とされる金額の合計額</p>	平20.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。									

改正事項	改正の内容	適用時期等
	ロ 既に工事の請負の対価として支払われた金額（当該対価の額でまだ支払われていない金額のうち、当該対価の支払を受ける権利の移転により当該法人が支払を受けない金額を含みます。）	

3 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例の創設

〔創設された制度の内容〕

海上運送法一部改正法の施行に伴い、青色申告書を提出する法人で、同法の施行の日から平成22年3月31日までの間に改正後の海上運送法に規定する日本船舶・船員確保計画の認定を受けたものについて、日本籍船の運航トン数に応じた利益の金額に基づく所得計算を選択することができる特例が創設されました。本特例の所得計算において、(1)の金額が(2)の金額を超えるときは、その超える部分の金額を損金の額に算入し、(1)の金額が(2)の金額に満たないときは、その満たない部分の金額を益金の額に算入することとなります。なお、本特例の適用を選択する場合には、その適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までに納税地の所轄税務署長にその旨を届け出るものとされています（措法59の2）。

(1) 日本籍船による収入金額に係る所得金額

(2) 日本籍船の運航トン数に応じた利益の金額

なお、日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合には、上記の制度により損金の額に算入された金額の合計額を、その取消の日を含む事業年度の益金の額に算入することとなります。

また、連結納税制度においても、これらの措置に準じた措置が講じられています（措法68の62の2）。

〔適用時期等〕

海上運送法一部改正法は、公布の日（平成20年6月6日）から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます（海上運送法一部改正法附則1）。

4 その他

その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 適格組織再編成における株式の保有関係等 （法令4の2④五、⑧六、⑰五、改正法令附則3）	○ 株式継続保有要件の割合の計算上、合併法人が被合併法人の株主として交付を受ける自己株式又は合併親法人株式がある場合には、その自己株式又は合併親法人株式を継続保有する見込みがあるかどうかにかかわらずその合併法人が有する被合併法人の株式の数をその割合の計算上、分母・分子に含めることとされました。なお、分割型分割及び株式交換においても同様の整備が行われています。	平20.4.30以後に行う合併、分割又は株式交換について適用され、同日前行った合併、分割又は株式交換については、従来どおり適用されます。
(2) 資本金等の額 （法令8①二十一、改正法令附則5①）	○ 自己の株式の取得をした場合の減少資本金等の額の計算上、取得事由ごとに定められた減少資本金等の額の金額について有価証券の取得価額に準じて計算できるよう所要の整備が行われました。	平20.4.30以後に行う自己の株式の取得について適用されます。
(3) 利益積立金額 （法令9②一へ、旧法令9②三イ、改正法令附則6⑤⑥）	○ 投資簿価修正を行う事由について、子法人株式の譲渡に基因して子法人との間に連結完全支配関係がなくなる場合が1号（譲渡）該当から3号（離脱）該当にすることとされました。	平20.4.30以後に行う子法人株式の譲渡について適用され、同日前行う子法人株式の譲渡については、従来どおり適用されます。
(4) みなし配当 （法令23①三、③十、改正法令附則8）	○ 残余財産の分配が行われた場合のみなし配当の計算に当たり、残余財産の分配を行った法人（以下「払戻法人」といいます。）のその分配の直前の資本金等の額（以下「直前資本金額等」といいます。）が零を超え、かつ、残余財産の全部の分配を行う場合には、直前資本金額等に一を乗じて計算した金額を払戻法人のその分配に係る株式の総数で除し、残余財産の分配を受ける法人がその分配の直前に有していた株式の数を乗じて計算することとされました。 ○ みなし配当の額が生ずる自己株式の取得に該当しないものとして、全部取得条項付種類株式（旧株）の取得決議（※1）に係る価格決定の申立てをした株主（※2）からの取得が加えられました。	— 平20.4.30以後に生ずる事由による取得について適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
	<p>※1 旧株を取得されるすべての株主（価格決定の申立てをした株主を除く。）に対して取得の対価として発行人の株式（新株）以外の資産が交付されないものに限ります。</p> <p>※2 対象となる株主は、価格決定の申立てをしないとすれば取得の対価として交付されることとなる新株が端数となるものに限ります。</p>	
<p>(5) 再生計画認可の決定に準ずる事実等（法令24の2①②、改正法令附則9①②）</p>	<p>○ 再生計画認可の決定に準ずる事実について、2以上の金融機関等が債務免除することが定められていることとの要件における金融機関等の範囲に信用保証協会が加えられました。</p> <p>○ 政策金融改革に伴い、所要の整備が行われました。</p>	<p>平20.4.1以後にその事実が生ずる場合について適用されます。</p> <p>平20.10.1以後にその事実が生ずる場合について適用されます。</p>
<p>(6) 有価証券の譲渡損益（法61の2⑭三、法令119①十七、十八、改正法附則18、改正法令附則13）</p>	<p>○ 有価証券の譲渡損益の繰延べが認められる全部取得条項付種類株式の譲渡事由について、取得決議によりその取得の対価として取得をされる株主等にその取得をする法人の株式のみが交付されるものであるかどうかの判定に当たっては、取得決議に反対する株主の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭等を除いて判定することとされました。</p> <p>また、これに伴い、有価証券の取得価額について、所要の整備が行われました。</p>	<p>平20.4.30以後に行われる取得決議について適用され、同日前に行われた取得決議については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(7) 国庫補助金等の範囲（法令79、改正法令附則2）</p>	<p>○ 国庫補助金等の範囲について、老人保健法施行令附則第2条の適用期限の経過に伴い所要の整備が行われました。</p>	<p>—</p>
<p>(8) 空売りをした有価証券の一単位当たりの譲渡対価の額の算出の方法（法令119の10②③④、改正法令附則14）</p>	<p>○ 合併等（合併、分割型分割又は株式交換をいいます。以下同じ。）により交付する合併親法人株式等に満たない端数が生ずる場合において、その法人が合併等の直前において、その端数の合計数に相当する合併親法人株式等の全部又は一部を有していないときは、その有していない数に相当する合併親法人株式等（以下「不保有親法人株式等」といいます。）の空売りを行ったものとみなすこととされました。</p> <p>なお、不保有親法人株式等の空売りを行ったものとみなされた場合には、不保有親法人株式等の一単位当たりの合併等の時の価額（適格合併等の場合は帳簿価額）にその有していない数を乗じて計算した金額（以下「みなし対価額」といいます。）から交付する金銭の額を減算して得た譲渡損益の額を、その合併等の日に計上することとなります。</p> <p>また、空売りを行ったものとみなされた場合には、合併親法人株式等について簿価譲渡の規定の適用はありません。</p> <p>合併等が適格合併等に該当する場合には、合併法人等の増加資本金等の額を計算する上で、移転簿価純資産額から減算する合併親法人株式等の適格合併等の直前の帳簿価額に不保有親法人株式等のみなし対価額が含まれるものとされました。</p>	<p>平20.4.30以後に行われる合併、分割型分割又は株式交換について適用されます。</p>
<p>(9) 繰り延べたデリバティブ取引等の決済損益額の計上時期等（法令121の5①、改正法令附則15）</p>	<p>○ 繰り延べた決済損益額について、非適格組織再編成によるもののほか、組織再編成以外の事由により当該法人以外の者がその受払予定金銭を受け取り又は支払うこととなった場合においても、その事由が生じた日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することが明確化されました。</p>	<p>平20.4.30後にその事由が生ずる場合について適用されます。</p>
<p>(10) 外貨建資産等の期末換算の方法の選定の方法（法令122の5、改正法令附則2）</p>	<p>○ 外貨建資産等の期末換算の方法を届け出なければならない場合とは、外貨建資産等の取得をした場合であることが明確化されました。</p>	<p>平20.4.1以後開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(11) 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等（法令123の10①、改正法令附則16④）</p>	<p>○ 非適格合併等の範囲から、事業の譲受けのうち、適格事後設立に該当するものを除くことが明確化されました。</p>	<p>平20.4.30以後に行われる事業の譲受けについて適用され、同日前に行われた事業の譲受けについては、従来どおり適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(12) リース取引の範囲(法令131の2②③、改正法令附則1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ リース取引の判定要件である、資産の賃貸借について、その賃貸借期間において賃借人が支払う賃借料の金額の合計額がその資産の取得のために通常要する価額のおおむね90%を超えているかどうかの判定に当たって、その資産の取得のために通常要する価額には付随費用を含めることが明確化されました。 ○ リース取引のうち、実質的に金銭の貸付けがあったものとされた場合について、その賃貸に係る資産について譲渡人が賃借料として損金経理をした金額は、償却費として損金経理をした金額に含まれることが明確化されました。 	—
(13) 合併等により交付する株式に一に満たない端数がある場合の所得計算(法令139の3の2、旧法令123の2の2、改正法令附則16①、23)	○ 合併に係る合併法人が当該合併により当該合併に係る被合併法人の株主等(当該合併法人及び当該被合併法人を除きます。)の有する当該被合併法人の株式の数の割合に応じて交付すべき合併親法人株式又は法第61条の2第2項に規定する政令で定める関係がある法人の株式(以下「合併親法人株式等」といいます。)の数に一に満たない端数が生ずる場合において、当該端数に応じて金銭が交付されるときは、当該端数に相当する部分は、当該合併親法人株式等に含まれるものとして、当該合併法人、当該被合併法人及び当該株主等の各事業年度の所得の金額を計算することとされました。なお、分割型分割及び株式交換においても、同様の整備が行われています。	平20.4.30以後に行われる合併等について適用されます。
(14) 外国法人の置く代理人等(法令186、改正法令附則25)	○ 恒久的施設とされる代理人等の範囲から、独立の地位を有する代理人等を除くこととされました。	平20.4.1以後の国内源泉所得について適用され、同日前の国内源泉所得については従来どおり適用されます。ただし、外国法人が同日から平20.4.30前までの間に生じた国内源泉所得を有する場合には、選択により代理人等を置く外国法人に該当するものとすることができます。
(15) 国内源泉所得(法138四口、法令179の2、改正法附則23、経過措置令16)	○ 国内源泉所得の範囲に、外国法人の発行する債券の利子のうちその外国法人が国内において行う事業に帰せられるものその他一定のものが追加されました。	外国法人が平20.5.1以後に発行する債券の利子について適用されます。
(16) 公共法人の範囲(法別表第一、平15財務省告示第606号、平20財務省告示第115号)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共法人の範囲に日本年金機構が追加されました。 ○ 緑資源機構法廃止法の施行に伴い独立行政法人緑資源機構が公共法人の範囲から除かれました。 	平20.4.1から施行されます。緑資源機構法廃止法の施行の日から施行されます。
(17) 交際費等の損金不算入(措法61の4、68の66)	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。改正後の規定は、平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用されます。	—
(18) 用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(措法62、68の67、経過措置令4、10)	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	平20.4.1以後改正法の公布の日(平20.4.30)前にした用途秘匿金の支出については、この特例の適用はありません。
(19) 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(措法66の11の2④、措令39の23、措規22の12、改正法附則64、改正措令附則44、改正措規附則21)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定の有効期間が5年(現行2年)に延長されました。 ○ パブリック・サポート・テスト(経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合)について、次のとおり所要の整備を行った上、割合が3分の1以上である要件を5分の1以上とする特例の適用期限が3年延長されました。 	平20.4.1以後に行う申請について適用され、同日前に行った申請については、従来どおり適用されます。平20.4.1以後に行う申請又は国税庁長官が同日以後に行う認定の取消しについて適用され、

改正事項	改正の内容	適用時期等
	<p>イ 認定の有効期間の延長に合わせて、実績判定期間が原則5年（現行2年）に延長されました。</p> <p>ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における割合が10分の1以上であることの要件が廃止されました。</p> <p>ハ 受入寄附金総額から控除する一者当たり基準限度超過額について次のとおり見直しが行われました。</p> <p>(イ) 特定公益増進法人又は認定NPO法人以外の者からの寄附金について、一者当たりの基準限度額が5%から10%に引き上げられました。</p> <p>(ロ) 社員からの寄附金については、その親族等からの寄附金を同一の者からの寄附金とみなす規定を適用しないこととされました。</p> <p>ニ 一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人からの補助金又は委託の対価については、国、地方公共団体及びわが国が加盟している国際機関からの補助金又は委託の対価と同様の取扱いとすることとされました。</p> <p>ホ 小規模法人の特例（簡易な計算式で判定を行うことができる措置）について、割合を5分の1（現行3分の1）に引き下げた上で、適用期限が3年延長されました。</p> <p>○ 認定要件のうち、社員の親族等及び特定の法人に係る要件が廃止されるとともに、所要の整備が行われました。</p> <p>○ 閲覧事項に社員の親族割合や特定法人等割合が加えられました。</p>	<p>同日前に行った申請又は国税庁長官が同日前に行った認定の取消しについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>平20.4.30以後に行う申請又は国税庁長官が行う認定の取消しでその申請に基づく認定に係るものについて適用されます。</p>
<p>(20) 内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入（措法66の6④、68の90④、措令39の16⑧、39の17②、39の117②、改正措令附則41）</p>	<p>○ 本特例の適用を受ける内国法人等の判定における同族株主グループの範囲に、内国法人の役員等が支配する法人を加えるとともに、適用除外を判定する非関連者基準に係る関連者の範囲に、内国法人、特定外国子会社等その他の関連者とされる法人の役員等が支配する法人を加えることとされました。</p> <p>○ 日本標準産業分類の改正に伴い所要の整備が行われました。</p>	<p>平20.4.30以後に終了する事業年度に係る適用対象留保金額及びその適用対象留保金額に係る課税対象留保金額について適用され、同日前に終了した事業年度については従来どおり適用されます。</p> <p>平20.4.30から施行されます。</p>
<p>(21) 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の留保金額の益金算入（措法66の9の6④、68の93の6④、措令39の20の8①②、39の20の11①、39の120の8①②、39の120の11①、改正措令附則42、56）</p>	<p>○ 本特例の適用を受ける内国法人等の判定における特殊関係株主等の範囲に、特定株主等に該当する法人の役員等が支配する法人及び特殊関係内国法人の役員等が支配する法人を加えるとともに、適用除外を判定する非関連者基準に係る関連者の範囲に、特殊関係株主等に該当する内国法人、特定外国法人その他の関連者とされる法人の役員等及びその役員等が支配する法人を加えることとされました。</p> <p>○ 日本標準産業分類の改正に伴い所要の整備が行われました。</p>	<p>平20.4.30以後に終了する事業年度に係る適用対象留保金額及びその適用対象留保金額に係る課税対象留保金額について適用され、同日前に終了した事業年度については従来どおり適用されます。</p> <p>平20.4.30から施行されます。</p>
<p>(22) 鉱工業技術研究組合の所得計算の特例（措法66の10①、68の94①、改正法附則1一、62、82）</p>	<p>○ 対象法人及び対象資産から、食品製造過程管理措置法に規定する法人及び同法の試験研究計画に基づき取得する試験研究用資産が除外されました。</p>	<p>平20.7.1前に取得した試験研究用資産については従来どおり適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(23) 欠損金の繰戻しによる還付の不適用(措法66の13①、68の98①、経過措置令5、11)	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	平20.4.1以後改正法の公布の日(平20.4.30)前に終了した事業年度分の法人税については、この不適用の特例の適用はありません。
(24) 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例(措法67の3①⑤⑥、68の101①④⑤、措令39の26⑤、39の123④、措規22の16、22の78、改正法附則66、86)	○ 免税対象飼育牛の範囲について、一定の乳牛に係る売却価額が50万円未満(改正前100万円未満)とされました。 ○ 免税対象となる利益の額について、肉用牛の頭数の合計が2,000頭までとされました。 ○ 適用期限が平成24年3月31日まで3年延長されました。	平21.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。 —
(25) 中小企業者等の少額減価却資産の取得価額の損金算入の特例(措法67の5①、68の102の2)	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	—
(26) 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税(措法67の11①)	○ 適用期限が撤廃されました。	—
(27) 特定目的会社に係る課税の特例(措法67の14①②④⑤、68の106、措令39の32の2、措規22の18の4、改正法附則67、改正措令附則46、改正措規附則23、経過措置令6、16)	○ 適格機関投資家の範囲の見直しが行われました。 ○ 特定目的会社が納付した外国法人税額について、外国税額控除に代えて、特定目的会社の利益の配当等の額に係る所得税の額から控除することとされました。この場合の控除限度額は、その所得税の額とされます。	平20.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。 平20.4.30以後に開始する事業年度に納付する外国法人税の額について適用されます。
(28) 投資法人に係る課税の特例(措法67の15①③⑤⑥、68の107、措令39の32の3、措規22の19、改正法附則68、改正措令附則47、改正措規附則23、経過措置令7、16)	○ 適格機関投資家の範囲の見直しが行われました。 ○ 同族会社要件の見直しが行われました。 ○ 投資法人が納付した外国法人税額について、外国税額控除に代えて、投資法人の配当等の額に係る所得税の額から控除することとされました。この場合の控除限度額は、その所得税の額とされます。	平20.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。 同上 平20.4.30以後に開始する事業年度に納付する外国法人税の額について適用されます。
(29) 振替国債の利子等の非課税(措法67の16②、改正法附則69) (措法67の16⑤)	○ 民間国外債の利子等の課税の特例について、その対象の範囲に一定の外国法人が国外において発行する債券の利子等が加えられた上、その適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。 ○ 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例について、その適用期限が撤廃されました。	平20.4.1以後に発行される民間国外債について支払を受ける利子等について適用され、同日前に発行された民間国外債について支払を受けた利子等については従来どおり適用されます。 —

改正事項	改正の内容	適用時期等
(30) 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例 (措法68の2、措令39の34の2、措規22の19の3、改正法附則71)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業協同組合合併促進法(昭和42年法律第78号)の適用を受けない漁業協同組合と漁業協同組合との合併が適用対象に追加されました。 ○ 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会が、消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)の規定により共済事業と共済事業以外の事業とを併せて行うことが禁止される場合において、共済事業に係る資産及び負債を現物出資するときは、適格現物出資の要件のうち規模要件及び出資の継続保有要件について、これを満たすものとする事とされました。 	<p>平20.4.1以後に行われる合併について適用され、同日前行われた合併については従来どおり適用されます。</p> <p>平20.4.1以後に行われる共同現物出資について適用されます。</p>
(31) 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例 (措法68の3の2①③～⑤、68の110、措令39の35の2、措規22の20の2、改正法附則72、改正措令附則48、改正措規附則23、経過措置令8)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適格機関投資家の範囲の見直しが行われました。 ○ 特定目的信託に係る受託法人が納付した外国法人税額について、外国税額控除に代えて、特定目的信託の利益の分配の額に係る所得税の額から控除することとされました。この場合の控除限度額は、その所得税の額とされます。 	<p>平20.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。</p> <p>平20.4.30以後に開始する事業年度に納付する外国法人税の額について適用されます。</p>
(32) 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例 (措法68の3の3①③～⑤、68の111、措令39の35の3、措規22の20の3、改正法附則73、改正措令附則49、改正措規附則23、経過措置令9)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適格機関投資家の範囲の見直しが行われました。 ○ 特定投資信託に係る受託法人が納付した外国法人税額について、外国税額控除に代えて、特定投資信託の収益の分配の額に係る所得税の額から控除することとされました。この場合の控除限度額は、その所得税の額とされます。 	<p>平20.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。</p> <p>平20.4.30以後に開始する事業年度に納付する外国法人税の額について適用されます。</p>
(33) 国外関連者に関する明細書の記載事項 (措規22の10、22の74、改正措規附則20、27)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国外関連者との取引に係る課税の特例の国外関連者に関する明細書について、様式の整備を行うとともに国外関連者の従業員数、利益剰余金の額及び独立企業間価格の算定方法の事前確認の有無の記載を行うこととされました。 	<p>平20.4.30以後に開始する事業年度分の確定申告書に添付すべき書類について適用され、同日前に開始した事業年度分の確定申告書に添付すべき書類については、従来どおり適用されます。</p>
(34) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止 (措法68の4)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用期限が平成23年3月31日まで3年延長されました。 	<p>—</p>